

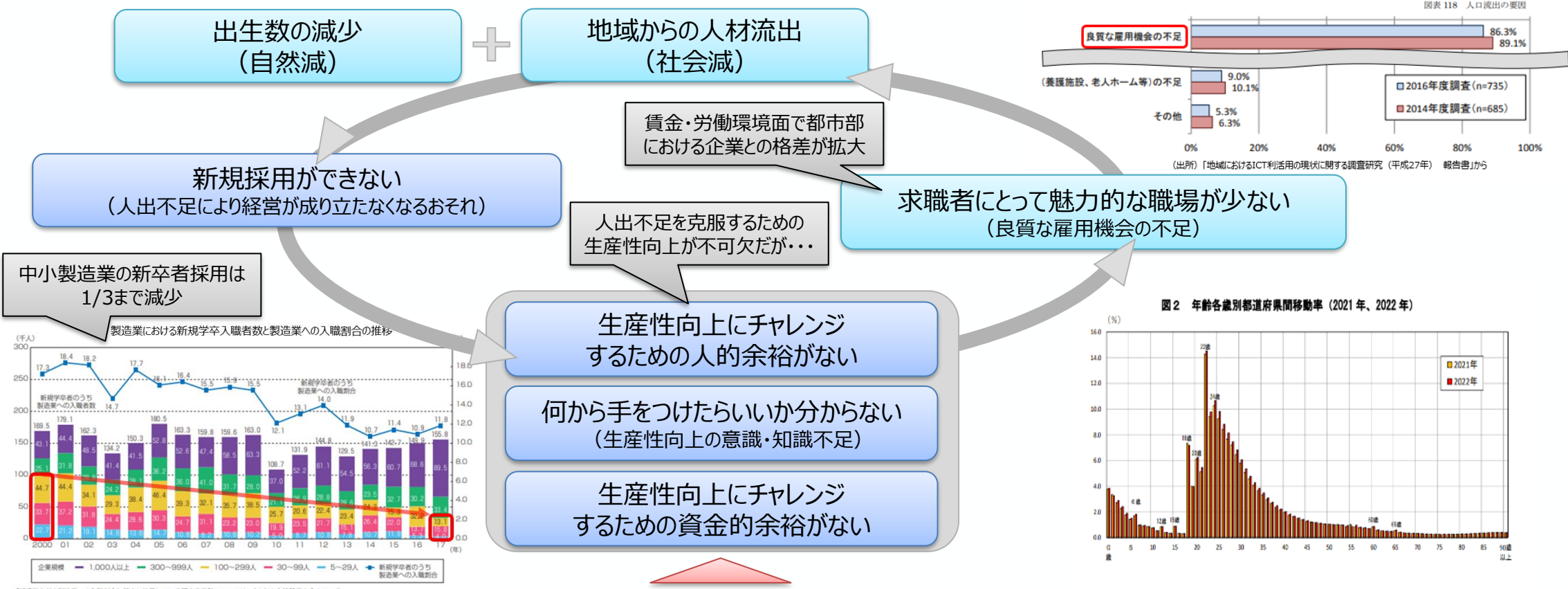
「ロボット導入地域連携ネットワーク」 の構築による地域企業の生産性向上支援 ～ロボット等の導入拡大に向けて～

2025年4月

製造産業局 ロボット政策室

人出不足がもたらす地域経済における負の連鎖

- 地域における社会減の対策として、魅力的な職場を数多く創出することも有効。
- 現在の生産性を維持・向上させることが不可欠だが、人材不足などの要因により、**生産性の向上にすらチャレンジできない企業が多く、地域における良質な雇用機会が不足している。**



地域企業の生産性向上により負の連鎖を断ち切ることが必要

ロボット導入により好循環につなげた事例

プレス加工工程のロボット化による生産性向上・採用力の向上 (株式会社有川製作所(石川県金沢市))

【ロボット導入の経緯】

- ・ 深刻な人出不足によりプレス工程の作業員を確保することができず、フル稼働できない状況が続いていた。
- ・ また、工場見学にきた学生から「まだ手で作っているのか」という問いかけもあった。
- ・ そこで、人出不足を解消し、学生からも選ばれる職場を作ること为目的に、ロボット化を決意。

【ロボット導入の成果】

- ・ 80tの単発プレス機1台に対して、協働ロボットを2台設置し、ワークをプレス機にセットする作業を自動化。
- ・ 結果、ロボット導入によりプレス工程の生産力が9%増強され、手作業では避けられなかった「作業のムラ」も防止されることにより、**生産性の向上と品質の安定化を実現**。
- ・ また、ロボット導入前の2年間は採用がゼロだったのに対して、**ロボット導入後の3年間で文系の学生を含む計7人の採用に成功**。工場見学でロボットを見て、新しい取り組みに魅力を感じ、そのまま入社した社員もいた。



協働用ロボットによる生産



+



ロボット化により人員が確保できたため**新たに金型設計・製造事業を開始**



有川製作所イメージキャラクター

地域企業におけるロボット導入の課題と支援の必要性

- 企業がロボット導入を実施することで、人手不足の解消はもとより、経営・事業全体に大きな効果をもたらす。

生産性の向上

ロボットによる自動化で、手の空いた人がより付加価値の高い仕事に従事することができたり、生産ラインをデータ化できることで、再度図面を引き直す手間がなくなるなど企業全体の生産性の向上につながる。



労働環境の改善

重労働や危険な作業といった過酷労働をロボットに代替させることにより、職場の労働環境の改善につながる。



品質の安定化

手作業では避けられない「作業のムラ」や「ポカミス」もロボットが作業することで防止することができ、製品の品質の安定化につながる。



人材確保の促進

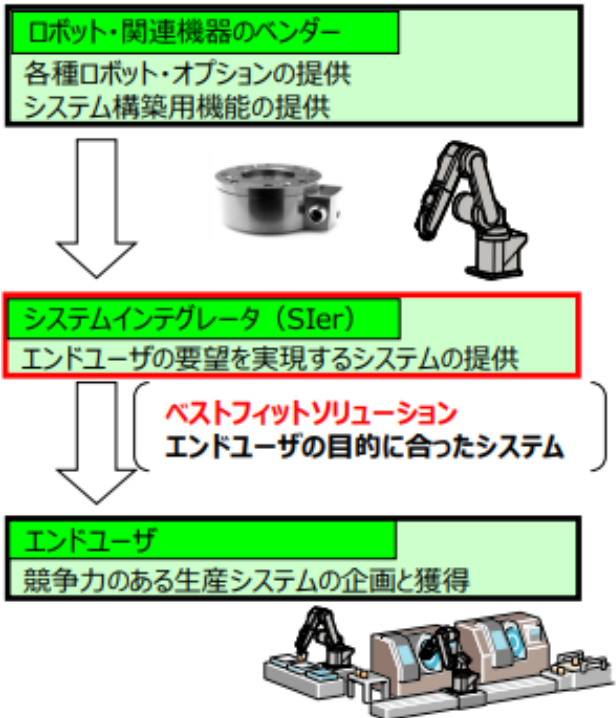
ロボットを導入すること、現場の先進性を訴求することができ、優秀な人材の確保につながる。



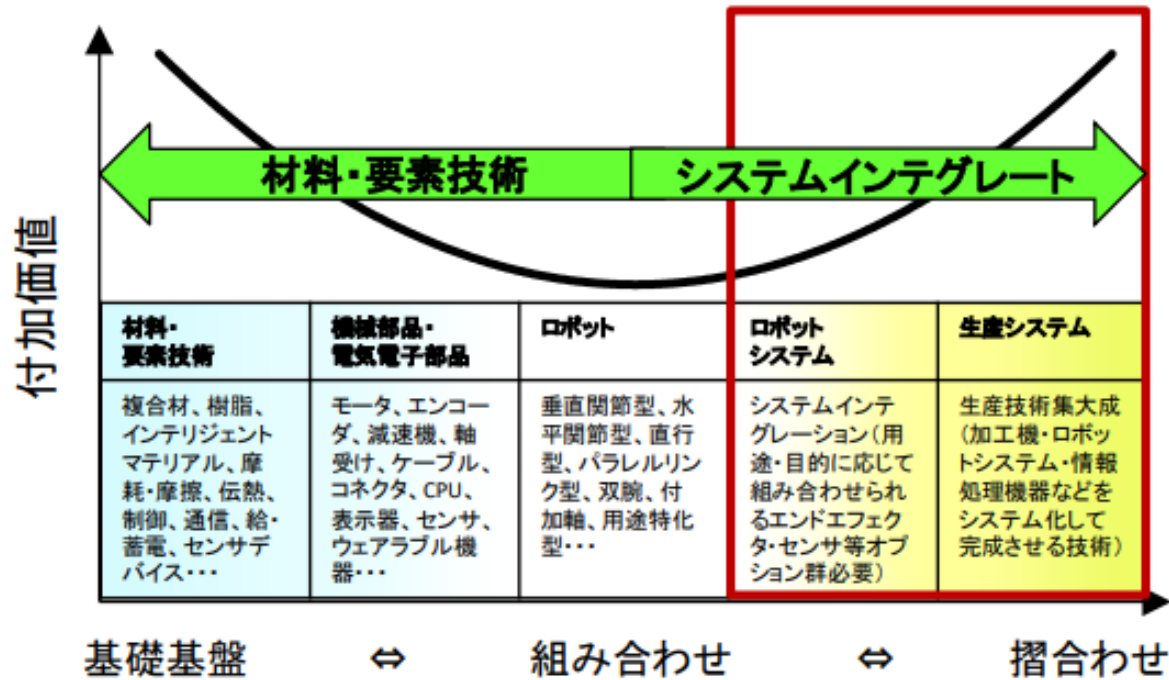
ロボット導入の流れと要

- 産業用ロボットの導入の場合、ロボットメーカーが製造するロボットアームに加えて、作業に適したハンドや効率的なラインとするための周辺機器等を選定して組み合わせる必要があり、これらを担うのがロボットSIer（システムインテグレータ）。
- ロボット導入を検討する多くの企業の相談先という立場でもあり、技術面と普及面の両方で“ロボット導入の要”と言える。

ロボットSIerの役割



ロボット関連技術の付加価値分布のイメージ



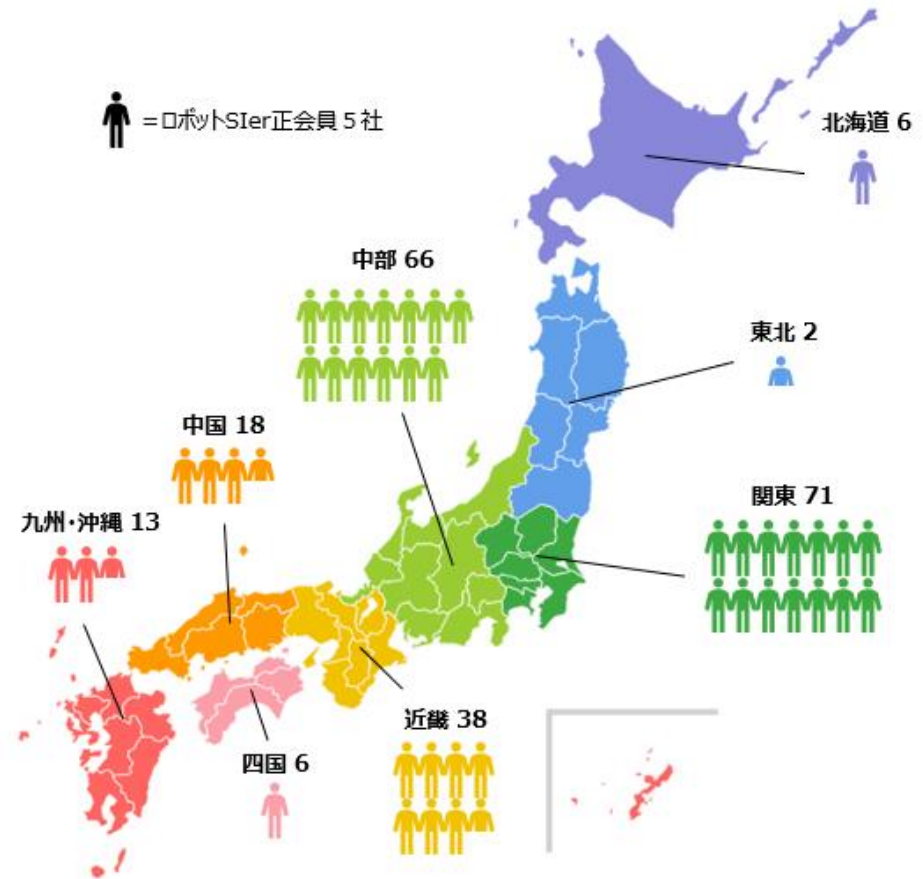
ロボットSIer協会について

- 2023年4月にロボットSIerの業界団体である「一般社団法人日本ロボットシステムインテグレータ協会」が設立され、2024年1月現在、**正会員220社、協力会員92社、合計312社**が加盟。
(※) **ロボットSIer協会全体で年間で約1,200件の案件に対応している**と推計。

ロボットSIer協会の概要

名称	一般社団法人日本ロボットシステム インテグレータ協会 (Japan Robot System Integrator Association)	
設立日	2023年4月3日	
所在地	東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館内	
目的	本協会は、ロボット・FA（Factory Automation）システムの構築等を行うシステムインテグレータ（以下「SIer」という。）の共通基盤組織として、SIerの事業環境の向上及び能力強化に取り組み、SIerを取り巻く関係者間の連携を促進させることにより、あまねく産業における生産活動の高度化を推進し、我が国の産業の持続的発展と競争力の強化に寄与することを目的とする。	
事業内容	- ロボットSIerのネットワークの構築 - ロボットSIerの事業基盤の強化 - ロボットSIer専門性の高度化	

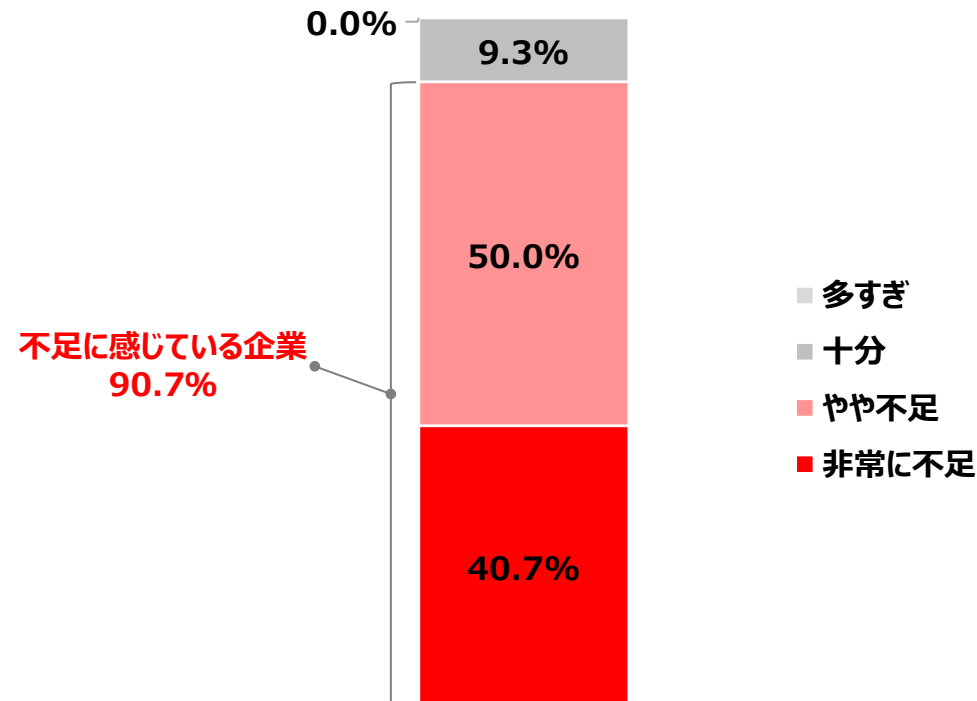
ロボットSIerの地域別会員数（正会員のみ）



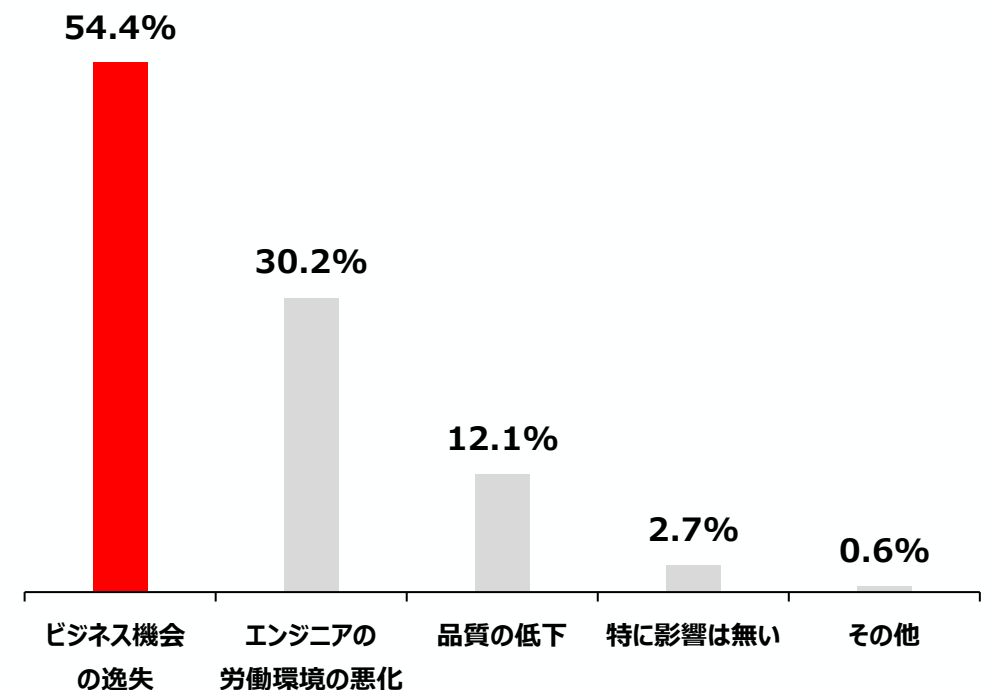
ロボットSIerの現状

- ロボットSIer業界においても人手不足は深刻な状況にあり、**約9割の企業が自社のロボットシステムエンジニアが不足していると感じている**。また、不足に感じている企業のうち、**約5割の企業がビジネスの引き合いがあっても断らざるを得ない状況**に陥っている。
- 今後、人手不足を背景に**ロボット需要が一層増大することが想定**される中、**ロボットSIerが効率性・生産性を高め、より多くの案件に対応していくための仕組みづくりが急務**。
(※) 中期的にロボットSIerの人員を増やしていく人材育成施策は別途推進。

ロボットSIer企業のロボットシステムエンジニアの過不足感



ロボットシステムエンジニアの不足の影響



中小企業における生産性向上を図る上での課題

- **中小企業の実産性向上は、ロボット導入以外にも、業務フローや従業員の配置の見直し、DXツールの導入など様々な手法が存在しており、企業にとって最適なツールを導入することが必要。**特にロボットを導入する場合には、事前構想の段階から様々な課題を解消することも必要。
- 現状では、ロボットSIerが事前検討から事後の保守まで丁寧な伴走を行っているが、**こうした工程を外部の専門家・専門機関が代わりに担うことができれば、ロボットSIerはより付加価値の高い工程・業務に注力することができ、我が国全体の自動化推進の観点からも有益。**

ロボットシステム導入の基本フロー



【導入前工程の課題】

- そもそも **2 S（整理整頓）** できていないため、ロボット導入後の生産性向上が見込めない。
- どのようなロボットシステムを導入するかなど、**本来ユーザー企業が実施すべき事前の検討を、ロボットSIerに丸投げ**しており、ロボットSIerの負担増になっている。
- ユーザー企業において、**本来検討すべきロボット化のイメージや、要件が曖昧なまま導入を推進**してしまい、実際に組みあがったシステムが**イメージと全く異なるもの**になった。
 - ①あれもこれもロボット化したいと要求したため、極めて高額なロボット導入費用となり、結局、ロボット導入を断念した。
 - ②実際に組みあがったロボットシステムが従業員では使いこなせない難解なものになった。

【導入後工程の課題】

- 導入企業にロボットを扱える人材がいない場合には、ロボットが少し止まったり、取り扱うワークが変わったりすると現場が対応できず、結局手作業に戻してしまう。

各地域の先進的な取組

- 先進的な地域においては、ロボット導入支援拠点を設けて、ロボット導入の前後の工程を含めた、ロボット導入を推進するための様々な取組を行っている。

先進地域におけるロボット導入支援拠点

IATC・IATC-Lab. (大阪府大阪市)

- ロボット導入支援、最新情報の提供、人材育成など生産現場の課題を解決するための取組を行う拠点。



岐阜県ロボットSIセンター (岐阜県各務原市)

- ロボットデモンストレーション・展示による技術PR機能やロボットSIer育成機能を提供する拠点。



さがみはらロボット導入支援センター (神奈川県相模原市)

- 中小企業のロボット活用による生産性向上とロボット関連企業の創出・育成による地域産業振興を行うための拠点。



北九州市ロボット・DX推進センター (福岡県北九州市)

- ロボット導入やDX推進をワンストップで支援するための拠点。
- 「導入支援」、「操作体験」、「人材育成」等の取組みを通して、ロボット導入やDX推進に意欲のある地域企業を総合的・一元的に伴走支援。



浜松地域イノベーション推進機構 (静岡県浜松市)

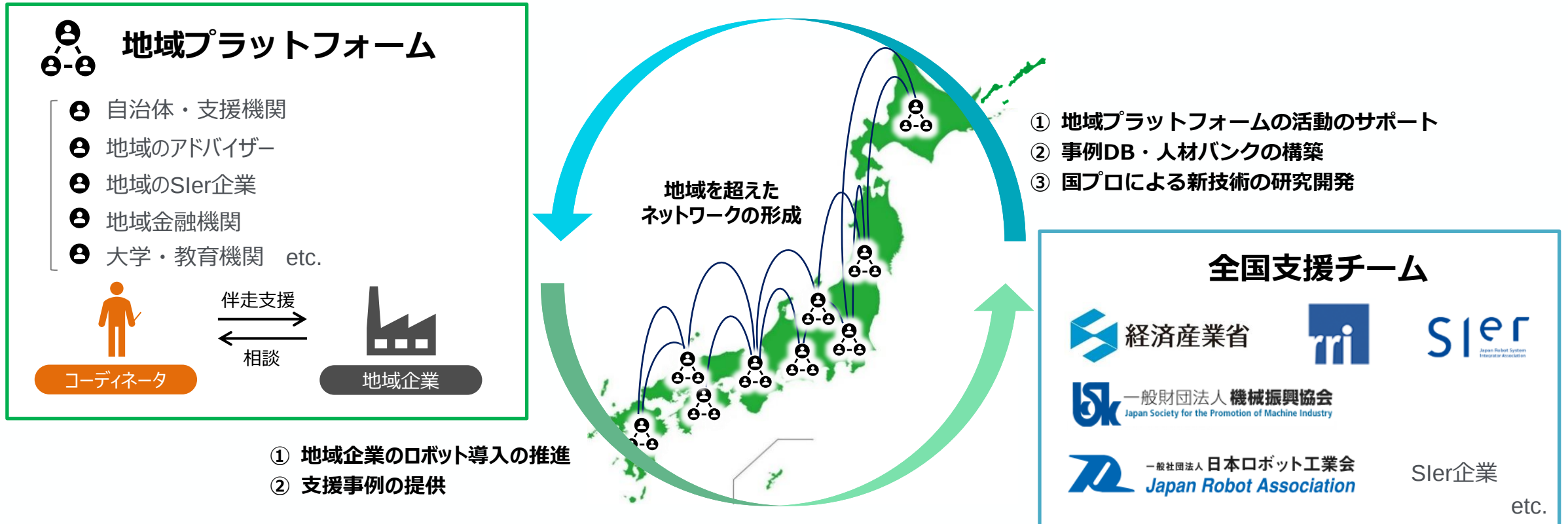
- 静岡県西部地域における産学官による産業支援の中核的役割を担うための拠点。
- 「光・電子技術を活用する地域ビジョン」の推進機関。
- 「浜松産業イノベーション構想」の推進機関。



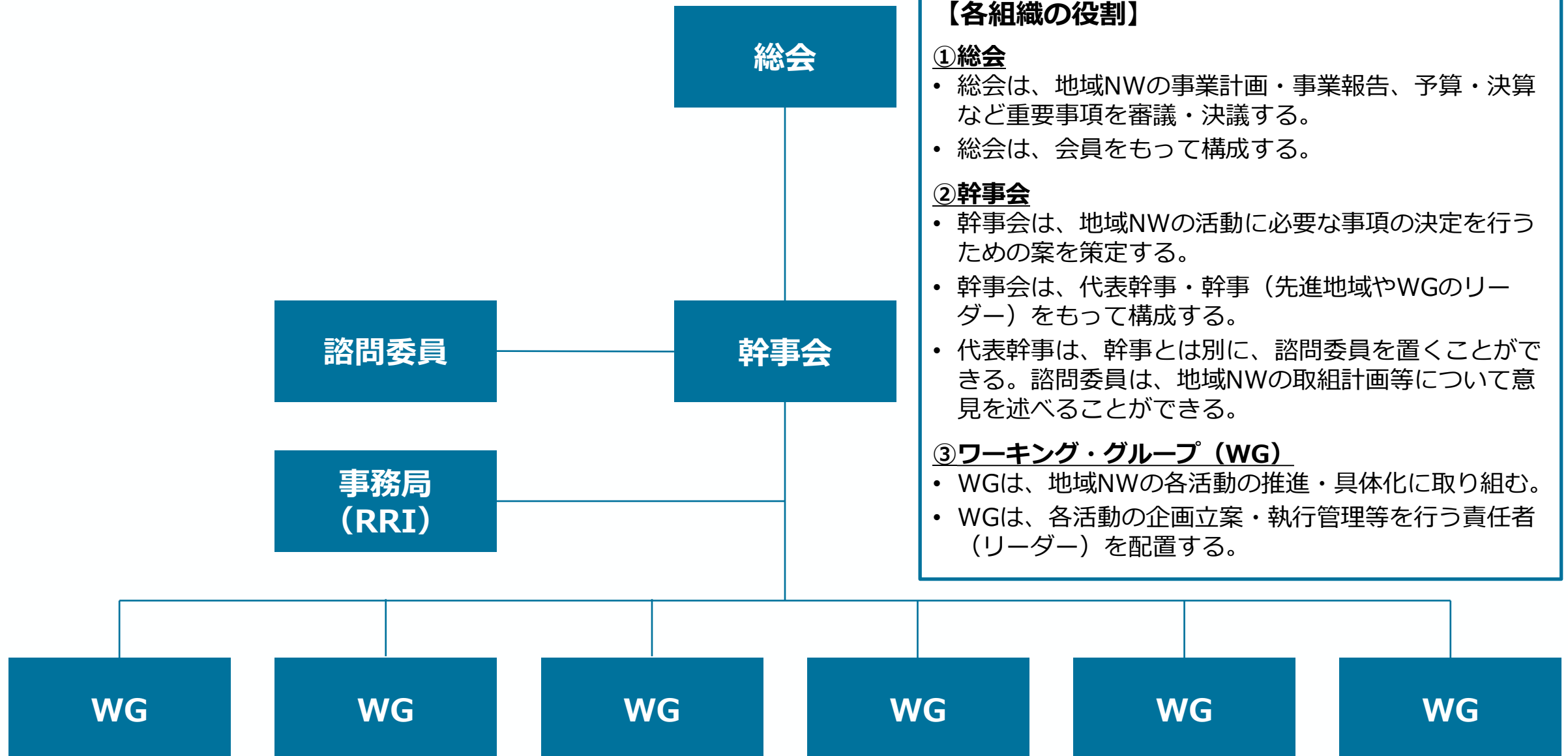
ロボット導入地域連携ネットワークの構築

- 地域企業の生産性向上を推進するには、地域における専門人材（コーディネータ）における丁寧な伴走支援の取組が重要。
- 今後、地域の支援体制（地域プラットフォーム）の取組を、国を挙げてサポートする体制（全国支援チーム）を整備し、効果的な支援手法の確立や全国の支援ノウハウの共有を図り、ALL JAPANで地域の支援力の向上を目指す。

ロボット導入地域連携ネットワーク



地域連携ネットワークの推進体制（案）



地域連携ネットワークの取組内容（案）

事業名	①ネットワーク会議の開催
リーダー	・ 東洋大学 松元先生
趣旨・目的	・ ネットワーク会議を通じて、地域を超えた情報共有や意見交換ができる場を設け、各地域が抱える課題の解決と各地域のロボット導入その他の生産性向上の支援力の強化につなげる。 ・ ロボット導入その他の生産性向上の支援の取組は、これまで一部の先進地域に限られていたことから、こうした取組を特定地域における「点」の取組から、国を挙げた「面」の取組へと発展させていく。
事業内容	・ 年3回程度実施予定。 ・ 想定される課題は以下のとおり。 -地域のロボット導入その他の生産性向上の支援事例の共有 -ロボット導入その他の生産性向上の支援をするうえでの課題の集約 -各WGからの報告事項

地域連携ネットワークの取組内容（案）

事業名	②セミナーの企画・開催
リーダー	・ ヒューマテックジャパン(株) 永井社長
趣旨・目的	・ 地域企業のロボット導入その他の生産性向上の機運を醸成することを目的として、全国的なセミナーの企画・開催を行う。
事業内容	・ 主査を中心にセミナーを企画し、オンラインでセミナーを開催する。 ・ 会員が希望するテーマがある場合は、メンバーで検討し、当該テーマのセミナーを開催する。

地域連携ネットワークの取組内容（案）

事業名	③コーディネータ研修会の開催
リーダー	・ ロボットSier協会
趣旨・目的	・ コーディネータ研修会を通じて、地域のロボット導入その他の生産性向上の支援を推進できる新たな人材の養成と、既存のコーディネータのスキルアップにつなげる。 ・ コーディネータ研修会を通じて、コーディネータ同士の横のつながりを構築し、コーディネータの支援力の向上につなげる。 ・ 研修を受けたコーディネータの支援力を担保する仕組みを構築することで、支援機関がコーディネータに依頼をしやすい環境の整備を目指す。
事業内容	・ コーディネータに求められる能力の定義とそれを達成するためのカリキュラムの作成。 ・ 研修会の開催。 -年1回程度リアルでの研修を実施 -ニーズに応じて、オンラインでも不定期での開催を検討

地域連携ネットワークの取組内容（案）

事業名	④事例データベースの構築
リーダー	・ ロボットSier協会
趣旨・目的	・ 地域のロボット導入その他の生産性向上の支援に取り組む際に参考になる支援事例や、コーディネータを検索できるデータベースを構築し、当該データベースが、地域のロボット導入その他の生産性向上の支援におけるプラットフォームとして活用されることを目指す。 ・ データベースに登録された事例について、補助金の政策面審査に活用することも今後検討していく。
事業内容	・ データベースに入力する項目の定義やデータベースのシステム構築（2026年度の構築を目指す）。 ・ 支援事例とアドバイザーの登録及び登録された事例と人材が全国で広く活用される仕組みの構築（データベースの構築までは、エクセルシートなどでデータを収集することを想定）。

地域連携ネットワークの取組内容（案）

事業名	⑤アドバイザーリーボードの設置
リーダー	・機械振興協会
趣旨・目的	・ロボット導入その他の生産性向上に関する高度な相談に対応できる専門人材（スーパーバイザー）を全国支援チームに配置し、各地域では対応することが難しい相談案件に対応できる体制を整備する。 ・スーパーバイザーが、必要に応じて現地を訪問し、各地域のコーディネータと一緒に支援を行うことで、各地域の支援力の向上につなげる。 ・（初年度は）各地域1～2企業程度を選定のうえ、スーパーバイザーが現地支援を行い、そこで得た知見やノウハウを支援モデルとして取りまとめ、それを全国に横展開していく。
事業内容	・各地域からの相談に応じて、スーパーバイザーがオンライン又は現地訪問による支援を実施する。 ・初年度は、各地域1～2企業程度を選定のうえ、スーパーバイザーが現地支援を行い、そこで得た知見やノウハウを成果物として取りまとめ、地域NW内で横展開を行う。

地域連携ネットワークの取組内容（案）

事業名	⑥国プロによる地域ロボット化課題解決コンテストの実施
リーダー	・企画運営事業者（NEDOより公募）
趣旨・目的	・経産省の懸賞金型事業を活用し、地域のロボット導入における課題を解決するコンテストを開催し、全国から広く解決策を集めることを目指す。 ・コンテストで出てきた優れた解決策について、地域NWを通じて全国に広く普及させていくことを目指す。
事業内容	・3年程度をかけて、以下の事業に取り組む。 -テーマ設定・コンテストの評価手法の設定（1年程度） -コンテストの開催・全国への普及（1回～2回程度/2年程度）

地域連携ネットワークの会員（案）

- **地域NWの会員は、地域NWの目的に賛同する自治体、支援機関、各種団体、企業等であり、具体的には以下のとおり会員を区分する。**

地域連携ネットワークの会員一覧

正会員	準備会員	企業会員【P】	オブザーバー
①会員資格 • 地域のロボット導入その他の生産性向上の支援に取り組む自治体、支援機関、各種団体等は、正会員になることができる。 • 自治体、支援機関が、同一地域でロボット導入を推進する連合体（「地域プラットフォーム」）を構築している場合は、地域プラットフォーム単位で正会員となることができる。 ②年会費（年額） • 10万円（地域プラットフォーム単位で10万円）	①会員資格 • 地域のロボット導入その他の生産性向上の支援に取り組むための支援体制整備を行っている自治体、支援機関、各種団体等は、準備会員になることができる。 • 自治体、支援機関が、地域プラットフォームを構築している場合は、地域プラットフォーム単位で正会員となることができる。 ②年会費（年額） • 10万円（地域プラットフォーム単位で10万円）	①会員資格 • 地域NWの目的に賛同する企業は、企業会員となることができる。 検討中	①会員資格 • 地域NWは、ロボット関連の政府関係省庁、全国団体、有識者等を、必要に応じて、オブザーバーとして参加を求めることができる。 ②年会費（年額） • なし

今後のスケジュール（案）

2025年4月23日
4月25日

全国説明会（2回）

※希望する地域に対しては、別途個別説明も実施

2025年4月23日～

設立会員募集開始

2025年5月下旬～
6月上旬頃

設立準備会合（第3回）

※前2回の議論を踏まえ、地域NWの規約案、取組計画案、名称案などについて議論

～2025年6月13日

設立会員募集期限

※その後も会員は随時募集

2025年6月18日

RRI規約変更

2025年6月30日【P】

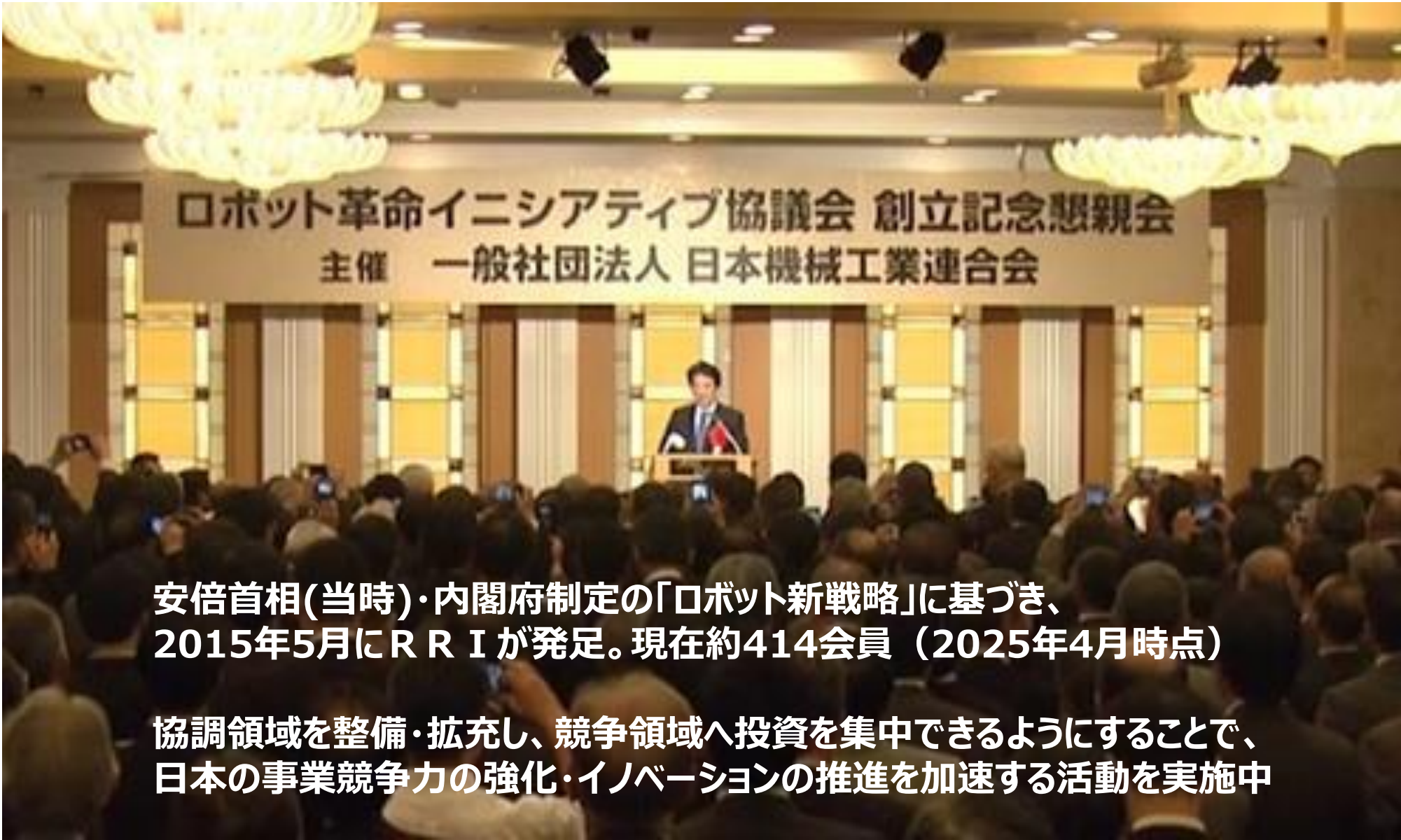
設立総会（地域連携ネットワーク発足）

※地域NWの役員案、規約案、取組計画案、予算案の承認

「ロボット導入地域連携ネットワーク」 全国説明会 入会案内

2025年4月23日、25日
ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会

1. ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会（RRI）

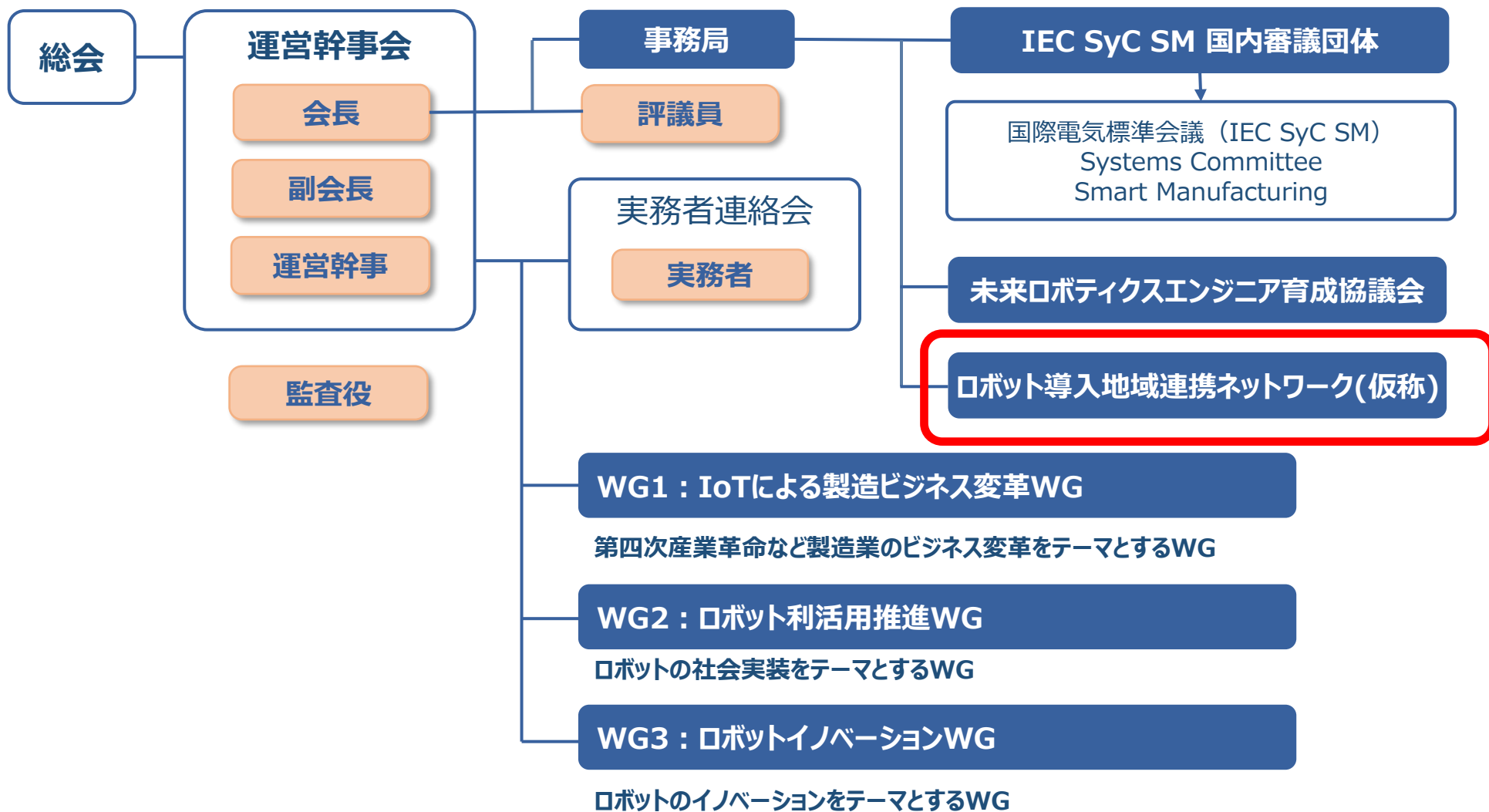


ロボット革命イニシアティブ協議会 創立記念懇親会
主催 一般社団法人 日本機械工業連合会

安倍首相(当時)・内閣府制定の「ロボット新戦略」に基づき、
2015年5月にR R Iが発足。現在約414会員（2025年4月時点）

協調領域を整備・拡充し、競争領域へ投資を集中できるようにすることで、
日本の事業競争力の強化・イノベーションの推進を加速する活動を実施中

2. RRI 組織体制



3. 「ロボット導入地域連携ネットワーク」入会のご案内

添付「ロボット導入地域連携ネットワーク入会申込書」に必要事項を記入の上、事務局（office@jmfrrr.gr.jp）へ提出下さい。

なお、地域プラットフォーム（地方自治体又は支援機関が同一地域でロボット導入を推進する連合体）単位で入会する場合、構成メンバーが分かる名簿又は体制図を合わせて提出下さい。

※ お手持ちの名簿又は体制図が無い場合、別添「地域プラットフォーム入会申請補助紙」を記入し提出下さい。

お申込み受付後、入会審査の上、登録メールアドレス宛に結果を連絡します。

ロボット導入地域連携ネットワーク 入会申込書			
			申請日 20__年__月__日
■会員			
会員種別 ※1 (該当項目に丸印)	1. 正会員 2. 準会員		
貴団体等名			
同 ふりがな			
事業概要 ※2			
※1 正会員：地域企業のロボット導入その他の生産性向上の支援に取り組む地方自治体、支援機関、各種団体等 準会員：地域NWの目的に賛同し、地域企業のロボット導入その他の生産性向上の支援に取り組むための 支援体制整備を行っている地方自治体、支援機関、各種団体等 ※2 事業概要は、自治体以外の団体等については記載願います。 地域プラットフォーム（地方自治体、支援機関が同一地域でロボット導入を推進する連合体）単位で入会する 場合、構成メンバーが分かる名簿又は体制図を合わせて提出下さい。お手持ちの名簿又は体制図が無い場 合、別添「地域プラットフォーム入会申請補助紙」を記入し提出下さい。			
■代表者（自治体等の代表者（知事等）ではなく、地域NWの活動に参加する代表者です）			
ご所属			
お役職			
お名前			
所在地	〒 -		
電話		Email	
■連絡（窓口）責任者（代表者が連絡窓口も兼ねる場合は記載不要です）			
ご所属			
お役職			
お名前			
所在地	〒 -		
電話		Email	
■ご入会の理由をお知らせください。			

4. 入会案内 「地域プラットフォーム単位で入会する場合」

地域プラットフォームの構成メンバーが分かるお手持ちの名簿又は体制図が無い場合、以下「申請補助紙」を記入の上、提出願います。

【申請補助紙】

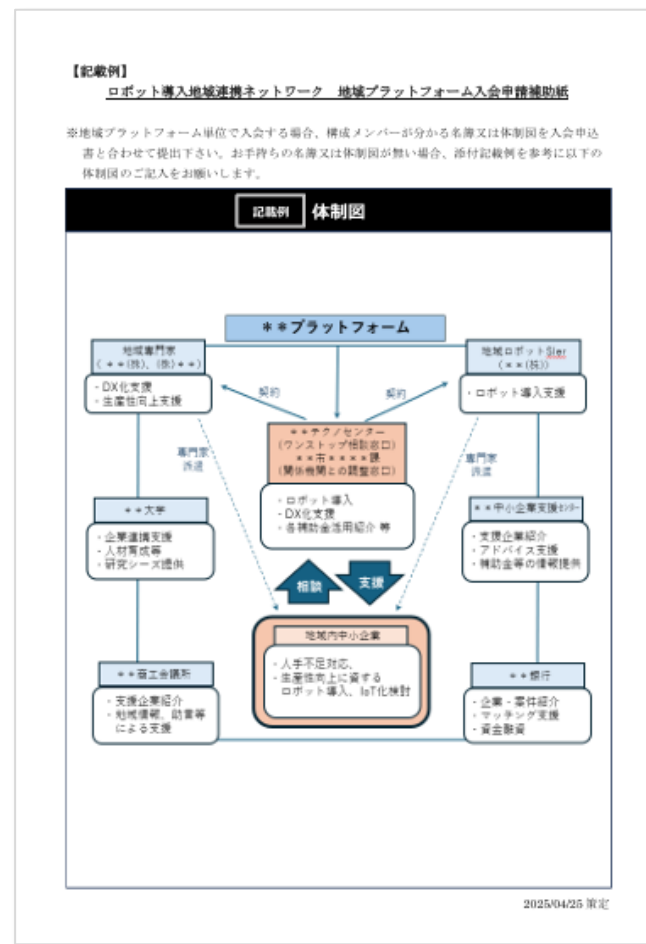
ロボット導入地域連携ネットワーク 地域プラットフォーム入会申請補助紙

※地域プラットフォーム単位で入会する場合、構成メンバーが分かる名簿又は体制図を入会申込書と合わせて提出下さい。お手持ちの名簿又は体制図が無い場合、添付記載例を参考に以下の体制図のご記入をお願いします。

体制図

2025/04/25 策定

【記載例】



5. ロボット導入地域連携ネットワーク「規約案（1/5）」

＜主な記載事項（抜粋）＞

（事業）

第3条 地域NWは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- （1）地域のロボット導入支援事例など、地域を超えた生産性向上の支援に関する情報の集約と共有
- （2）地域企業のロボット導入その他の生産性向上に関する伴走支援できる専門人材（コーディネータ）の育成と専門人材（コーディネータ）による支援活動のサポートに関する事業
- （3）地域企業のロボット導入その他の生産性向上に関する機運を醸成するための支援事業、その他地域企業による生産性向上に資する情報の提供
- （4）その他、地域NWの目的を達成するために必要な活動

（会員）

第4条 地域NWの会員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1）正会員：地域NWの目的に賛同し、地域企業のロボット導入その他の生産性向上の支援に取り組む地方自治体、支援機関、各種団体等
- （2）準備会員：地域NWの目的に賛同し、地域企業のロボット導入その他の生産性向上の支援に取り組むための支援体制整備を行っている地方自治体、支援機関、各種団体等
- （3）企業会員：地域NWの目的に賛同する企業等

2 前項に掲げる正会員又は準備会員のうち、地方自治体又は支援機関が同一地域でロボット導入を推進する連合体（以下「地域プラットフォーム」という。）を構築している場合は、地域プラットフォーム単位で会員になることができる。

（仮称）ロボット導入地域連携ネットワーク規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会の名称は、「（仮称）ロボット導入地域連携ネットワーク（以下「（仮称）地域NW」という。）」とする。

（目的）

第2条 地域NWは、我が国における労働力人口の減少を受けて、地域企業によるロボット導入その他の生産性向上の取組が急務となっている状況に鑑み、地域企業の生産性向上の取組への支援に熱意のある地域において行われる、生産性向上に関する機運の醸成、情報発信及び課題解消に向けた支援等の活動について、地域のネットワーク化を図るとともに、ロボット関連団体、有識者等により全国的に組成されたコンソーシアムが地域における支援活動をサポートすることにより、各地域における生産性向上の支援が効率的、効果的に行われ、地域企業の生産性向上を通じて地域経済の持続的発展と我が国の産業競争力強化に寄与する事を目的とする。

（事業）

第3条 地域NWは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- （1）地域のロボット導入支援事例など、地域を超えた生産性向上の支援に関する情報の集約と共有
- （2）地域企業のロボット導入その他の生産性向上に関する伴走支援できる専門人材（コーディネータ）の育成と専門人材（コーディネータ）による支援活動のサポートに関する事業
- （3）地域企業のロボット導入その他の生産性向上に関する機運を醸成するための支援事業、その他地域企業による生産性向上に資する情報の提供
- （4）その他、地域NWの目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

（会員）

第4条 地域NWの会員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1）正会員：地域NWの目的に賛同し、地域企業のロボット導入その他の生産性向上の支援に取り組む地方自治体、支援機関、各種団体等
 - （2）準備会員：地域NWの目的に賛同し、地域企業のロボット導入その他の生産性向上の支援に取り組むための支援体制整備を行っている地方自治体、支援機関、各種団体等
 - （3）企業会員：地域NWの目的に賛同する企業等
- 2 前項に掲げる正会員又は準備会員のうち、地方自治体又は支援機関が同一地域でロボット導入を推進する連合体（以下「地域プラットフォーム」という。）を構築している場合は、地域プラットフォーム単位で会員になることができる。

5. ロボット導入地域連携ネットワーク「規約案（2/5）」

<主な記載事項（抜粋）>

（入会）

第5条 地域NWの会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出し、第16条で定める幹事会の承認を得て会員になることができる。

2 地域NWの会員になる者は、会員を代表する1名を登録することとし、代表者に変更が生じた場合は、速やかに事務局に報告するものとする。

（退会）

第6条 地域NWは、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、会員が退会しようとするときは、あらかじめ書面をもって事務局に提出しなければならない。

2 会員が、第4条に定める会員資格を満たさなくなった時は、退会したものとみなす。

3 会員が、本規約を遵守しないとき又は地域NWの趣旨にそぐわない行為があった場合、第16条で定める幹事会の承認を得て退会させることができる。

（役員）

第8条 地域NWの運営のため、次の各号に定める役員を置く。

- （1）代表幹事：1名
- （2）幹事：10名以下
- （3）監査役：1名

（入会）

第5条 地域NWの会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出し、第16条で定める幹事会の承認を得て会員になることができる。

2 地域NWの会員になる者は、会員を代表する1名を登録することとし、代表者に変更が生じた場合は、速やかに事務局に報告するものとする。

（退会）

第6条 地域NWは、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、会員が退会しようとするときは、あらかじめ書面をもって事務局に提出しなければならない。

2 会員が、第4条に定める会員資格を満たさなくなった時は、退会したものとみなす。

3 会員が、本規約を遵守しないとき又は地域NWの趣旨にそぐわない行為があった場合、第16条で定める幹事会の承認を得て退会させることができる。

（オブザーバー）

第7条 地域NWは、関係府省庁その他代表幹事が必要と判断する有識者等をオブザーバーとして、地域NWが開催する会議に参加させることができる。

第3章 役員

（役員）

第8条 地域NWの運営のため、次の各号に定める役員を置く。

- （1）代表幹事：1名
- （2）幹事：10名以下
- （3）監査役：1名

（代表幹事）

第9条 代表幹事は、第15条で定める総会の議決によって幹事から決定する。

2 代表幹事は、総会の進行及び取りまとめを行うことができる。

（幹事）

第10条 幹事は、総会の議決によって決定する。

2 幹事は、地域NWの活動に必要な活動計画等の案を策定する。

（監査役）

第11条 監査役は、総会の議決によって決定する。

2 監査役は、地域NWの会計の状況を監査し、総会に報告する。

（任期）

第12条 役員の任期は原則として1年とする。ただし、再任することができる。

（報酬）

第13条 役員はいずれも無報酬とする。

5. ロボット導入地域連携ネットワーク「規約案（3/5）」

<主な記載事項（抜粋）>

（総会）

第15条 地域NWの議決機関として総会を開催する。

2 総会は、会員をもって構成し、毎年1回通常総会を開催する。ただし、代表幹事が特に必要と認める場合には、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、代表幹事が招集する。ただし、代表幹事が適当と認めた場合には、書面又は電子メール（以下「書面等」という。）による開催とすることができる。

4 総会では、事業計画及び事業報告、予算及び決算など地域NWの運営に関する重要事項を審議し、決定するものとする。

5 総会の議長は、代表幹事がこれにあたる。

6 総会における議決権は、正会員、準備会員及び企業会員それぞれ1会員に付き1票とする。

7 総会は、参加会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによるものとする。

（会費）

第18条 地域NWの会員は、次の各号に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員：10万円
- (2) 準備会員：10万円
- (3) 企業会員：〇〇万円

2・3（略）

（諮問委員）

第14条 代表幹事は、地域NWの活動の円滑な推進のため、役員とは別に、関係府省庁その他政府関係機関、地方自治体、学識経験者等の中から諮問委員を委嘱することができる。

2 諮問委員は、地域NWの活動に必要な事項について、意見を述べることができる。

3 前2条の規定は、諮問委員について準用する。

第4章 会議体

（総会）

第15条 地域NWの議決機関として総会を開催する。

2 総会は、会員をもって構成し、毎年1回通常総会を開催する。ただし、代表幹事が特に必要と認める場合には、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、代表幹事が招集する。ただし、代表幹事が適当と認めた場合には、書面又は電子メール（以下「書面等」という。）による開催とすることができる。

4 総会では、事業計画及び事業報告、予算及び決算など地域NWの運営に関する重要事項を審議し、決定するものとする。

5 総会の議長は、代表幹事がこれにあたる。

6 総会における議決権は、正会員、準備会員及び企業会員それぞれ1会員に付き1票とする。

7 総会は、参加会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによるものとする。

（幹事会）

第16条 地域NWの運営に関する事項や総会に付議すべき事項等の審議を行うため、幹事会を開催できる。

2 幹事会は、必要に応じて代表幹事が招集することができる。

3 幹事会の議長は、代表幹事がこれにあたる。

4 幹事会の承認は、幹事の意見を踏まえて、代表幹事が決定することができる。

（ワーキング・グループ）

第17条 地域NWは第15条第4項により決定された事業計画の円滑な実施のため、幹事会の承認を得て、ワーキング・グループを設置することができる。

2 ワーキング・グループにはリーダーを置く。

3 リーダーは、ワーキング・グループにおける活動を取りまとめ、前条で定める幹事会に報告を行うものとする。

第5章 会計

（会費）

第18条 地域NWの会員は、次の各号に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員：10万円
- (2) 準備会員：10万円
- (3) 企業会員：〇〇万円

2 事務局が認める者については年会費を免除することができる。

5. ロボット導入地域連携ネットワーク「規約案（4/5）」

＜主な記載事項（抜粋）＞

（予算及び決算）

第19条 地域NWの運営に係る予算及び決算は、総会の承認を受けなければならない。

2 年度途中で予算案を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

3 前条に定める会費は、地域NWの運営のための経費にのみ活用するものとし、余剰金が発生した場合は、次年度に繰り越すものとする。

（情報の帰属）

第24条 地域NWの活動を通して得られた導入事例等の活動成果は、地域NWに帰属し、会員に共有することができる。

2 会員が地域NWで得た情報は、公開情報を除いて原則として会員限りとする。ただし、地域NW以外に公開する必要がある場合は、事務局の了解を得て行うものとする。

3 会費は、事業年度の途中で入会した場合にも一律とし、途中退会の場合も返却しない。

（予算及び決算）

第19条 地域NWの運営に係る予算及び決算は、総会の承認を受けなければならない。年度途中で予算案を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

3 前条に定める会費は、地域NWの運営のための経費にのみ活用するものとし、余剰金が発生した場合は、次年度に繰り越すものとする。

（会計期間）

第20条 地域NWの会計期間は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

第6章 事務局

（事務局）

第21条 地域NWの事務局は、ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会に置く。

第7章 規約の変更及び解散

（規約の変更）

第22条 この規約の変更は、総会で決定する。

（解散）

第23条 地域NWは、第2条で定める目的を達成したときに、総会の議決により解散するものとする。

第8章 雑則

（情報の帰属）

第24条 地域NWの活動を通して得られた導入事例等の活動成果は、地域NWに帰属し、会員に共有することができる。

2 会員が地域NWで得た情報は、公開情報を除いて原則として会員限りとする。ただし、地域NW以外に公開する必要がある場合は、事務局の了解を得て行うものとする。

（法令遵守）

第25条 地域NWにおける諸活動及びそれを行う者は、関係法令を遵守すること。

（秘密保持）

第26条 秘密保持が必要なやり取りが発生する場合は、別途協議の上、確定する。

（禁止事項）

第27条 地域NWにおける諸活動及びそれを行う者は、「価格制限行為」、「数量制限行為」、「顧客、販路等の制限行為」、「設備又は技術の制限行為」、「参入制限行為等」、「その他、競争法に抵触するおそれのある行為」及びその疑いを惹起する行為を行わない。

5. ロボット導入地域連携ネットワーク「規約案（5/5）」

<主な記載事項（抜粋）>

附 則

（その他）

第28条 この規約に定める事項のほか、地域NWの運営に関し必要な事項は、幹事会の承認を経て、代表幹事が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、2025年〇月〇〇日より施行する。

（入会）

第2条 2025年〇月〇〇日までに地域NWの会員になろうとする者は、第5条の規定にかかわらず事務局の承認により会員になることができる。

（会計期間）

第3条 地域NWの最初の会計期間は、第20条の規定にかかわらず2025年〇月〇〇日から2026年5月31日までとする。

（活動計画及び収支予算）

第4条 地域NWの最初の会計期間における活動計画及び収支予算は、2025年〇月〇〇日から2026年5月31日までとする。

（役員の任期）

第5条 地域NWの設立当初の役員の任期は、第12条の規定にかかわらず2025年〇月〇〇日から2026年5月31日までとする。

（施行期日）

第1条 この規約は、2025年〇月〇〇日より施行する。

（入会）

第2条 2025年〇月〇〇日までに地域NWの会員になろうとする者は、第5条の規定にかかわらず事務局の承認により会員になることができる。

（会計期間）

第3条 地域NWの最初の会計期間は、第20条の規定にかかわらず2025年〇月〇〇日から2026年5月31日までとする。

（活動計画及び収支予算）

第4条 地域NWの最初の会計期間における活動計画及び収支予算は、2025年〇月〇〇日から2026年5月31日までとする。

6. 「ロボット導入地域連携ネットワーク」入会のお願い

会員募集は随時、受け付けておりますが、
設立総会（6/30予定）に参加頂きたく、入会審査の期間も考慮し、
6月13日（金）迄に申込み 頂けると幸いです。

詳細は、
以下「ロボット導入地域連携ネットワーク」専用ホームページにてご確認ください。
https://www.jmfrri.gr.jp/region_network